地域密着型サービス事業者公募指定申請手続きに関するQ＆A

地域密着型サービス事業者公募指定申請手続きに関するお問い合わせの内容と回答です。

**地域密着型特定施設について**

問１　公募締め切りまでに事業用地の確保について用地確保見込み状態での申込で良いですか。この場合、正式にはいつまでに用地取得が必要でしょうか。

答:見込み状態で良いです。事業者決定後、早期に土地の取得をしてください。

問２　土地に関する資料などの提出はしなくても良いですか。

答：建設予定地の確認のため、住宅地図等の提出をしてください。

**補助金について**

問１　補助金が交付される場合、施設建設にあたりましては一般競争入札方式が採用されるのでしょうか。

答：補助金申請の窓口は、各市町村の介護保険担当課になります。開設を予定する市町村に確認をしてください。